

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)(先議)要旨

本法律案は、インターネット等新たな情報伝達手段の発達等にかんがみ、放送事業者等に放送等の送信可能化に関する権利を付与するとともに、実演及びレコードに関する世界的著作権機関条約の実施に伴い、実演家人格権を新たに創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、保護を受ける実演及びレコードに、実演及びレコードに関する世界的著作権機関条約により我が国が保護の義務を負う実演及びレコードを加えること。

二、実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有することとするとともに、この権利を適用しない場合等について定めること。

三、実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとするとともに、この権利を適用しない場合について定めること。

四、実演及びレコードに関する世界的著作権機関条約の締約国に係る実演及びレコードについて、商業用

レコードの二次使用料を受ける権利の対象とするとともに、その適用の範囲について相互主義を採用することとする。

五、放送事業者は、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利を専有することとする。

六、有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有することとする。

七、レコードに関する著作隣接権の存続期間は、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時をもって満了することとする。

八、実演家人格権の侵害、実演家人格権の侵害とみなされる行為等について、適切な罰則を定めること。

九、一及び四は実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日から、

五及び六は平成十五年一月一日から、その他は実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日又は平成十五年一月一日のうちいずれか早い日から、それぞれ施行すること。